

- 「孤立死」が我が国においてどの程度発生しているのか、概数を把握するための推計。  
→ そのために必要な「概念的定義」、「操作的定義」を定めること。

## <概念的定義（仮置き）>

「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様。

## <中間論点整理>

- 生前の状況や看取りの有無は孤立状態と密接に関連するため考慮すべき。
- （これらについて）統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。
- 死後経過時間は生前の状況を推認する観点から重要。
- 操作的定義において死後経過時間に何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。

- 孤立死した方が生前、社会的孤立状態にあったか否か（生前の状況）を推認しようにも、例えば「看取りの有無」などについて、統計的な把握は困難。こうした中で、「死後経過時間（日数）」については、「他者との関わりの頻度」という観点から、生前の「社会的孤立状態」を客観的、外形的に推認する一つの目安として捉えられるのではないか。

【①生前の社会的孤立の観点】

- 一方で、「死後経過時間（日数）」は、「死後経過による遺体の損傷の進行度合い」と関連し、「亡くなられた方の尊厳」という観点からも、考慮すべき要素である。 【②亡くなられた方の尊厳の観点】

- 一定の死後経過時間（日数）を経過したものを「孤立死」と捉えることが適切ではないか。

※ 死後速やかに発見された者も含めて警察庁データの「全数」を「孤立死」ととらえることは、孤立死の概念をかえって曖昧にしかねないのではないか。

# 生前の状況・看取りの有無と死後経過時間②

- 「一定の死後経過時間（日数）」を操作的定義にどのように盛り込むか。

- 「死後経過時間（日数）」については、下記の2つの観点が存在。

## ① 生前の社会的孤立の観点

死後経過時間（日数）は、「他者との関わりの頻度」という観点から、生前の「社会的孤立状態」を客観的、外形的に推認する一つの目安として捉えられる。

## ② 亡くなられた方の尊厳の観点

「死後経過時間（日数）」は、「死後経過による遺体の損傷の進行度合い」と関連し、亡くなられた方の尊厳という観点からも、考慮すべき要素。

- 「死後経過時間（日数）」について、一律に「〇日」と日数を区切って定義付けることは現状のデータの制約等からも困難。

←生前の状態は居住する地域の実情などにも左右され、人それぞれ異なり、社会的孤立状態を客観的、外形的に推認できる日数を「〇日」と一律に決めることは困難。

←死後経過による遺体の損傷の進行度合いは、遺体の置かれた環境（季節、気温など）よりそれぞれ異なり、「〇日」と一律に決めることは困難。

- ただし、本WGにおける議論が、孤独・孤立の実態把握の一環として行われていることも踏まえると、「生前の社会的孤立の観点」を重視すべきではないか。

## ● 操作的定義（案）

定性的に、「生前の社会的孤立が推認される死後経過日数。ただし、遺体の損傷の観点からの死後経過日数にも留意。」と置くことはどうか。

※ 死後経過時間（日数）については、以後、「死後経過日数」とする。

# 生前の状況・看取りの有無と死後経過時間③

- こうした操作的定義の下、WGとして死後経過日数についての「目安」を示すことが、推計値を導きだすためには必要ではないか。
- その際、「目安」となる死後経過日数を具体的に何日と考えるべきか。



- ✓ 「死後8日以上経過して遺体が発見される」ということは、「少なくとも発見される前の7日間は他者との接触がなかった」ことを示唆しており、この方は生前「社会的孤立状態」にあったと推認しても違和感はなく、目安となるのではないか。
- ✓ 「人々のつながりに関する基礎調査」を用いて「孤独・孤立の実態把握に関する研究会」が行った「孤立に関する指標（試案）」（令和6年3月）においては、コミュニケーション頻度が1週間に一回未満の者を「孤立状態にある可能性が高いと考えられる者」としていることも参考となる。



孤立死とする「一定の死後経過日数」の目安は「死後8日以上」としてはどうか。

## 【目安を示すに当たっての留意点】

- ✓ あくまでも現状得られるデータの制約の下での「統計上の推計値」であり、そもそも、推計によっても概念的定義に該当する「孤立死の全数」を網羅的に把握することは困難である。
- ✓ 「目安」は「孤立死」が我が国においてどの程度発生しているかの推計を行い、その概数を把握するために示すもの。

# 生前の状況・看取りの有無と死後経過時間③

- 「亡くなられた方の尊厳」の観点にどのように留意するべきか。

- 遺体の損傷による「亡くなられた方の尊厳」の観点は孤立死をとらえる上で、重要な要素。
- 一般的に法医学では「概ね3日から4日」といわれる。

- ✓ 遺体が置かれた環境（季節、気温など）により、遺体の損傷度合いがそれぞれ異なってくるため、遺体の損傷は「目安」としにくい側面がある。
- ✓ 一方で、「死後4日以上」を中位推計としていた先行研究との比較との観点も重要。

一般的に遺体の損傷が始まる「死後4日以上」についても、  
参考データとして示すこととしてはどうか。

## 【死後経過時間に関する考え方（まとめ案）】

- ・ 「操作的定義」については、「〇日以上経過したものが孤立死」と一律に日数を区切って定義することは難しいことから、「生前の社会的孤立が推認される死後経過日数。ただし、遺体の損傷の観点からの死後経過日数にも留意。」としてはどうか。
- ・ その上で、生前の社会的孤立が推認される死後経過日数については、「死後8日以上」を目安として示すこととしてはどうか。
- ・ 遺体の損傷の観点等からの「死後4日以上」については、参考データとして示すこととしてはどうか。

## <参考> 「死後0～1日」及び「死後2～3日」と「孤立死」についての考え方

- ✓ 生前孤立状態にあった者が偶然に死後速やかに（0日～1日）発見される場合も想定されはするが、死者の数を孤立状態の有無で仕分け、その全数を把握することは困難ではないか。むしろ、生前に「社会とのつながりがあった者」と「孤立状態にあった者」を区別しないでカウントすることによって、孤立死の問題をかえって曖昧にしてしまう懸念はないか。
- ✓ 「死後2～3日」の事例についても、例えば、「一人暮らしの者が金曜日に友人と別れてから死亡し、月曜日や火曜日に発見された例」など、生前に孤立状態でなくても死後2～3日間発見されなかった事例が広く「孤立死」と評価されてしまうことになるが、それは適当か。
- ✓ また、「死後2日」経過後から「孤立死」と捉えることは、遺体が「2日未満で発見されることが望ましい」とのメッセージとなるが、この点、個人のプライバシーの尊重という観点にも照らして判断するべきではないか。
- ✓ 実際は、孤立死の概念に当てはまらない人が多くいる「死後0～1日」や「死後2～3日」のすべてが推計上孤立死として取り上げられてしまうのは実態にそぐわないのではないか。

## (参考1) WGにおける死後経過時間(日数)に関する主な意見

| 論点       | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「2日」について | <ul style="list-style-type: none"><li>・身体的な変化という観点からは、2日をあえて入れる必要はないのではないか。</li><li>・生前に孤立状態でなくても、死後2日間発見されない事例は現実的にはあり得る。2日を孤立死に含むのはやや過大なのではないか。</li></ul> <p>⇒2日で区分する積極的な理由は乏しいか？</p>                                                                                                               |
| 「4日」について | <ul style="list-style-type: none"><li>・死後変化、腐敗という観点からは、4日というのは一つの考え方である。</li><li>・ご遺体の状態が変わる4日で区分することは考えられる。</li><li>・4日経った事例をお医者さんがきて判断するということはあまりない。</li></ul> <p>⇒ご遺体の状態変化の観点からは4日？</p>                                                                                                            |
| 「8日」について | <ul style="list-style-type: none"><li>・死後1週間発見されずに放置されていたことは、生前に社会的に孤立していたことを示唆するという観点からは、8日で区分することは考えられる。</li><li>・週1回よりも人付き合いが少ないと、要介護状態や認知症のリスクが高まったり、死亡につながりやすいということもある。8日で区分することは十分理由がある。</li><li>・介護サービスを使っているなど、誰かが関わっている人であれば、何週間も見つからないというのはあまりないと考えられる。</li></ul> <p>⇒生前の社会的孤立の観点からは8日？</p> |

## (参考2) ニッセイ基礎研究所報告書の考え方

- ◆ 死後経過時間と死体現象（死後変化）、それに伴う社会経済的な影響・損失を考慮すると「死後2日以上」が一つの基準。
- ◆ 一方、「死後2日以上」では生前に孤立状態にあったとは言えないケースも「孤立死」に該当する可能性が高い
- ◆ このため、「2日以上」を上位推計、「4日以上」を中位推計、「8日以上」を下位推計とし、3段階の幅を用いて「孤立死」を操作的に定義

### (1) 死亡当日～死後1日目までに発見された事例

- ・ 近隣関係や介護サービスを通じて他者との交流・接点があり、必ずしも「孤立」とはいえない関係性があることが早期発見につながっていた。  
⇒ 上記推計では「孤立死」に含めていない。

### (2) 死後2日～3日目までに発見された事例

- ・ 異臭等による近隣住民の異常察知や、交流のある関係者が遠方のため訪問までに時間を要したケースなど、近くに交流のある人がいないことが発見を遅らせたことが見て取れる。介護サービス等との接点の狭間で若干の日数が経過したケース。  
⇒ 「上位推計」：全国で年間 約27,000 人

### (3) 死後4日～7日までに発見された事例

- ・ 異臭や新聞配達員通報での発見等、地域との関連性がより希薄であることが推察される。近隣に親族がいることで近隣住民の注意が薄れるケースも。  
⇒ 「中位推計」：全国で約16,000 人

### (4) 死後8日以上経過して発見された事例

- ・ 地域での孤立に介護サービスや医療の拒否が重なったケースや、むしろ独立心が強く自立されていたケースが見受けられた。  
⇒ 「下位推計」：全国で約9,000 人